

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律（骨子）

1. 特例措置の期限延長

- 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が代行することができる期限を、令和14年3月31日まで10年間延長する。
- 特別豪雪地帯における公立小中学校の分校舎等についての新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げの適用期限を、令和14年3月31日まで10年間延長する。

2. 総則的規定の整備

(1) 目的規定の改正

法の目的に、豪雪地帯について総合的な対策を樹立し、その実施を推進するに当たっては、豪雪地帯が、人口減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加え、気候変動による降雪の態様の変化等により、困難な状況に直面していることを踏まえることを明記することとする。

(目的)

第一条 この法律は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、当該地域が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえ、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善等に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

(2) 理念規定の新設

豪雪地帯対策は、国土強靱化の観点を踏まえて雪に強い安全・安心な地域社会の実現に向けた克雪対策を充実させること及び親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を活かした取組を積極的に支援することにより、農業、林業その他の産業の振興及び地域活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護を図ることを旨として行わなければならないとする旨の規定を設けることとする。

(基本理念)

第一条の二 豪雪地帯対策（豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により不利となっている産業等の基礎条件の改善等に関する施策をいう。以下同じ。）は、国土強靱（じん）化の観点を踏まえて雪に強く、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた克雪対策（克雪（積雪に関する諸問題を克服することをいう。第十三条の四の三において同じ。）のための対策をいう。）を充実させること及び親雪（雪に親しむことをいう。）又は利雪（雪を資源として有効に利用することをいう。第十三条の六において同じ。）の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を活かした取組を積極的に支援することにより、豪雪地帯における農業、林業その他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行われなければならない。

3. 豪雪地帯対策基本計画・道府県豪雪地帯対策基本計画の策定・実施に関する規定の追加・見直し

(1) 財政上の措置の見直し

豪雪地帯対策をより強力に実施するために、国は、毎年度予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(2) 豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進への配慮

豪雪地帯においては、豪雪地帯特有の防災上の課題があることから、国及び地方公共団体は、基本計画・道府県計画を定めるに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする旨の規定を設けることとする。

(豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進)
第六条の二 国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たっては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。

4. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

豪雪地帯において過疎化・高齢化が進展していることや気候変動により降雪の態様が変化していることに鑑み、除排雪時の安全の確保等に関連して重要な分野に関する規定を設けることとする。

(1) 交付金に関する規定

国は、除排雪について持続可能な体制の整備や安全の確保の取組を行う地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする規定を設けることとする。

(地域における除排雪の安全確保等)
第十三条の四の二 国は、地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除排雪の安全を確保するための取組であつて豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 命綱固定アンカーの設置の促進等

除排雪時の死傷事故を防止するために、国及び地方公共団体は、既存住宅等に対する命綱固定アンカーの設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする規定を設けることとする。

(命綱固定アンカーの設置の促進等)
第十三条の二の三 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー（命綱（転落を防止するために人が装着する墜落制止用器具に接続するロープをいう。以下この条において同じ。）の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。）の設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(3) 克雪技術の開発・普及

除排雪時の死傷事故を防止するために、国及び地方公共団体は、克雪に係る技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする規定を設けることとする。

(克雪に関する技術の開発及び普及)
第十三条の四の三 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

(4) 幹線道路の交通の確保

国及び地方公共団体は、短期集中的な降雪が生じた場合においても、幹線道路の交通が確保されるよう、幹線道路に係る除排雪体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする規定を設けることとする。

(幹線道路の交通の確保)
第十三条の二 国及び地方公共団体は、短期間に集中的な降雪が生じた場合においても豪雪地帯における幹線道路の交通が確保されるよう、幹線道路に係る除排雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。(法第13条の2)。